

長野県地方税滞納整理機構



～平成23年4月1日業務開始～

県内すべての市町村と県が協力して、大口または徴収が困難な滞納事案を専門的に処理する広域連合です。

徹底した財産調査

- 土地、建物などの不動産、給与、売掛金、自動車といった財産を所有しているか徹底的に調査します。
- 滞納者の自宅や事業所得などを搜索し、貴金属や絵画など、差し押さえ可能な財産の発見に努めます。

厳格な滞納処分

- 調査や搜索により財産を発見したときは直ちに差し押さえを行い、必要な債権確保を図ります。
- 差し押さえ財産は、インターネット公売などの方法で可能な限り金銭に換え、滞納金の徴収に努めます。

長野県地方税滞納整理機構では、正しく納税していただいている方と、そうでない方との公平性を保つため、4月1日から、左図の業務を行っています。

問い合わせ先
長野県行政改革課地方税共同化準備室（3月31日まで）
☎026（235）7030
長野県地方税滞納整理機構（4月1日以降）
☎026（285）0111

市税の納期内納付にご協力ください

市税は、市のさまざまな事業を行うための財源として、所得や資産などの状況に応じ、皆さんに公平に負担していただいています。市では、納期内に納付していただいた方と、納期内に納付していただかなかった方との不公平をなくし、税負担の公平性を確保するため、次のような滞納整理を行っています。

督促状の送達

納期限を過ぎても納付していただかないときは、納期限後20日以内に督促状を送付します。この場合、督促手数料（100円）が加算されます。

延滞金の加算

納期限を過ぎると、本税のほかに、延滞金を納めていただきます。利率と計算式は下記のとおりです。

■延滞金

※年率14.6%の割合でかかります。ただし、納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間は年率4.3%（平成23年中の場合）。

■平成23年中の計算式

延滞金＝次の（1）＋（2）

（1）最初の1カ月
本税×1カ月までの延滞日数×0.043÷365日

（2）1カ月を超える期間
本税×1カ月以降の延滞日数×0.146÷365日

滞納処分（財産の差し押さえ）

地方税法では、督促状を送付した日から起算して、10日を経過した日までに完納していただかないときは滞納者の財産を差し押さえなければならないとされています。貴重な市税を有効に使うためにも、自主的に期限内に納めていただきますよう、お願いします。

なお、市では長野県と「滞納整理に関する協定」を締結し、県職員と協力して、滞納者に対して預貯金、給与、不動産などの差し押さえを行っています。また、本年4月から、長野県地方税滞納整理機構へ滞納案件の一部を移管し、より一層、滞納処分の強化を図っていきます。（左ページ上段参照）

★納め忘れがないように、安全、便利、確実な「口座振替」をお勧めします！

取扱金融機関：(株)八十二銀行、中野市農協、北信州みゆき農協、長野信用金庫、(株)長野銀行、長野県信用組合、長野県労働金庫、ゆうちょ銀行

インターネット公売随時実施中

インターネット公売とは、各行政機関が滞納者から差し押さえた財産を、インターネットを利用し、国税徴収法などにに基づき売却（公売処分）する手続きの一部です。
中野市インターネット公売ホームページ
<http://www.city.nakano.nagano.jp/koubai/index.html>

市税に関するご相談はお早めに市役所税務課へ【☎（22）2111】
○市県民税・国民健康保険税・軽自動車税…課税係（内線225）
○固定資産税・都市計画税・償却資産…資産係（内線226）
○市税の納付・口座振替・インターネット公売…収納係（内線227）
税務課ホームページ：<http://www.city.nakano.nagano.jp/city/zeimu/index.htm>

税の申告における老齢者の障害者控除

所得税・住民税の申告をされる方で、次の方は控除の対象となります。

- ①精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳・療育手帳および戦傷病者手帳などの交付を受けている方
- ②寝たきり老人として市から認定されている方
- ③介護保険の「要介護認定」を受けている65歳以上の方の中で「療育手帳や身体障害者手帳」の交付を受けている方

※「障害者控除対象者認定書」の交付が必要な方は、ご相談ください。

害者手帳の交付を受けている方に準ずる」と中野市福祉事務所長が認め、障害者控除対象者認定書の交付を受けた方

お問い合わせ先
市役所健康長寿課介護保険係
☎(22)2111（内線365）

軽自動車名義変更・廃車手続きは、お早目に！

軽自動車を知人に譲った、バイクを廃棄処分したなど、こんな経験はありませんか。手続きをせず、そのままにしておくと、軽自動車税が課され続け、滞納金額が発生してしまいます。

次のような場合には、名義変更または廃車の手続きが必要になります。

- ・他人に譲ったり、他人から譲ってもらった場合
- ・破棄した場合
- ・盗難または紛失により、所有がなくなった場合
- ・所有者が亡くなった場合

なお、車種によって下表のとおり手続き方法などが異なります。



車種	問い合わせ・手続き先	
125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車、50cc以下のミニカー	市役所市民課窓口係	☎（22）2111（内線236）
	豊田支所地域振興課市民生活係	☎（38）3111（内線131）
125cc超～250cc以下の二輪車	(社)全国軽自動車協会連合会長野県事務取扱所	☎026（243）1967
250cc超の二輪車	北陸信越運輸局長野運輸支局	☎050（5540）2042
三輪車、四輪車	軽自動車検査協会長野事務所	☎026（244）4563

※二輪車（125cc超）、三輪車、四輪車は、長野県自家用自動車協会中高支部（中野警察署内）にて代行で手続きができます。